

千代地域振興住宅整備工事 公募型プロポーザル説明書

1. 工事概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 工事名 | 令和6年度千代地域振興住宅整備工事 |
| (2) 工事箇所 | 飯田市千栄 1587 番地 10 |
| (3) 建物の概要等 | |
| ア 目的 | 中山間地域における民間借家がない、又は少ない地域に住宅を供給することにより、地域におけるコミュニティの活性化や伝統・文化を継承し地域を維持することを目的とする。 |
| イ 規模 | 3LDK 以上（夫婦・子2人の4人世帯を想定） |
| ウ 上限工事費 | 29,040 千円（10%税込み） |
| エ 設計諸要件 | 別紙『建物要件書』のとおり |
| (4) 工事内容 | 戸建住宅の建設における設計、工事監理及び施工、建設にかかる各種申請（各種手数料含む）、手続き、VOC 検査、外構工事（雨水排水設備、合併浄化槽工事）を含む。構造材（柱、梁、桁、土台）に関しては信州木材認証製品センターの信州木材認証製品又は長野県産材を使用すること。 |
| (5) 工期 | 契約の日から令和7年9月26日まで（繰越明許12月議会にて議決予定） |

2. プロポーザルの実施

- | | |
|------------|---|
| (1) 提案書の作成 | |
| ア 提案概要書 | 提案内容の概要
実施設計図書作成・建設工事・住宅展示の各延べ日数 |
| イ 提案書 | 配置図、面積表、各階平面図、立面図（2面以上）、外部仕上げ表、内部仕上げ表、機器等の仕様書（キッチン、給湯器、便器、浴槽その他の機器については、仕様を説明するカタログ、またはその他の説明できるものを添付。） |
| ウ 見積書 | 建築工事・電気設備工事・機械設備工事・外構工事（雨水排水設備、合併浄化槽工事を含む）とし、各工事・工種ごとの一式計上とする。 |
| エ その他 | 提案設計における木材の明細書 |

※作成時の留意事項

- ・高効率設備によるCO₂削減や光熱費の低減、また環境配慮のために飯田版 ZEH 仕様に基づく性能に関し配慮した事項を提案概要書に記載するとともに、図面や表などを用いて具体的に示すこと。
- ・外皮平均熱貫流率（UA 値）及び基準一次エネルギー消費量に対する一次エネルギー消費量の削減率を示すこと。
- ・飯田版 ZEH 仕様に基づく、建築に使用される木材は、「信州木材認証製品センターの信州木材認証製品又は長野県産材」とする。
- ・CO₂削減量換算シートにおける、「設計一次エネルギー削減量が基準一次エネルギー削減量を上回る」ことは求めないこととする。（積算及び提出は不要）

※飯田版 ZEH 仕様は飯田市ウェブサイトを参照のこと。

<https://www.city.iida.lg.jp/site/zeh/zehhouse.html>

(2) 提案書の提出枚数等

ア 提案概要書 1 枚まで (A-4 判)

イ 提案書 10 枚まで (A-3 判)

ウ 見積書 5 枚まで (A-4 判)

注) 提案書の配置図、面積表、各階平面図、立面図、各仕上げ表及び見積書はモノクローム表現とし、その他の表現方法は任意とする。

(3) 提案書作成期間

令和 6 年 11 月 26 日～令和 6 年 12 月 25 日 (30 日)

3. 提出書類等

(1) 提出書類 2- (1) (2) のとおり。

また、提出部数のうち 1 部に表紙を添付し、表紙を添付したものには提案に係るポイントを 5 項目 (うち、省エネ対策を含む環境配慮に対する事項を 1 項目以上明記) 100 字以内にてまとめたものを添付すること。(A-4 判 1 枚)

※表紙には表題、提出日及び会社名を明記すること。

※提案概要書・提案書・見積書には会社名を特定できる記載はしてはならない。

※模型その他要求図書以外のものは受領しない。

(2) 提出部数 10 部

(3) 提出場所 〒395-8501 長野県飯田市大久保町 2534 番地
飯田市役所市民協働環境部 結いターン移住定住推進課
TEL0265-22-4511 (内線 5441) FAX0265-22-4568

(4) 提出期限 令和 7 年 1 月 6 日 (月曜日) 17:00 まで

(5) 提出方法 提出場所に持参 (郵送又は FAX による提出は受理しない)。

4. 失格要件

- (1) 当該プロポーザルにおける上限金額を超えているもの
- (2) プロポーザルの提出方法、提出先及び受領期限に適合していないもの。
- (3) 地域振興住宅プロポーザル説明書に記載された条件に適合しないもの。
- (4) プロポーザルに記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。

5. その他

- (1) 提出されたプロポーザルはプロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (2) プロポーザルの作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表、使用することはできないこととする。